

緑化奨励制度ご活用を

市には、緑豊かなまちづくりを進めるための緑化奨励制度があります。みなさんもこの制度を活用し、緑化推進にご協力をお願いします。



緑豊かなまちづくり 各一定の基準に

ます。

●自然緑地保全区域

樹木が健全で、区域内の面積が500平方メートル以上の樹林地は自然緑地保全区域として5年間指定され、所有者等の方には奨励金が交付されます(年額100平方メートルあたり1500円+該当地に係る固定資産税および都市計画税相当額。現在、約19万7平方メートルを指定済)。

●自然緑地保存樹木

地上から1.5メートルの高さでの幹周りが1.5メートル以上で、高さが3メートル以上あり、樹容が健全で美観にすぐれている樹木は、自然緑地保存樹木として5年間指定され、所有者等の方に奨励金が交付されます(年額1本につき、3000円。現在、樹木135本、並木18本を指定済)。

●保存生垣

既存の生垣で、樹種等一定の条件を満たしている生

垣は保存生垣として5年間指定を受けられ、所有者等の方に奨励金が交付されます(年額1メートルあたり400円。現在、約30005メートルを指定済)。

●生垣設置

生垣を設置または、植え替えをされる方で、樹種等一定の条件を満たした場合、所有者等の方に奨励金が交付されます(1メートルあたり5000円・最高15万円を限度)。

※各奨励金には一定の基準がありますので、問い合わせをいただければ、現地確認に伺います。

図 公園緑地課緑化担当。

「ひびきあう教育」実現に向けて

研究取組みの一端など公開 25日

●平成16年度海老名市教育研究発表大会

午後1時～4時50分(1時受付開始) ▽場所 文化会館小ホール ▽発表内容 ①「自分の考えを持つ子」の育成をめざして～杉本小

発行は「市民カード」か「登録証」の提示が必要

●印鑑登録証明書の発行は「市民カード」か「登録証」の提示が必要



印鑑登録証明書を発行するには、「海老名市民カード」または「海老名市民カード」の提示が必要です。カードの提示がない場合は、印鑑登録証明書の発行はできませんのでご注意ください。

図 市民課窓口担当。

コイの取扱いでお願い

コイヘルペス対策「勝手に放流しない」

相模川本流および支流の水域でコイヘルペスウイルス病が確認されました。

●違反屋外広告物除却活動団体を応援します

この病気はコイだけが感染するもので、人や他の魚、鳥などに感染することはない、コイをさわったり、食べたりしても影響はありません。家庭で飼っているコイが弱ったり、死んでも川や池に放流しないこと。また、相模川本流および支流

市では、屋外広告物法に基づき、電柱等に取付けてある立て看板や張り紙・張り札などの違反屋外広告物の撤去をされる団体を支援するため、海老名市違反屋外広告物除却活動支援要領

を設けました。支援方法は、用具の貸し出し、必要に応じてボランティア保険への加入・職員の派遣です。利用は、事前申請が必要です。担当 都市整備課都市整備担当。

消費生活注意情報
架空請求・不当請求にご注意!

最近、身に覚えのない情報利用料金などを、突然請求される苦情が多く寄せられています。請求方法は、はがき、メール、電話などさまざまです。

《予防対策》

①利用していただければ払わない。不当な請求に安易に応じることは、二次的な被害を生む原因になります。②個人情報を知らせない。覚えがなければ業者に連絡

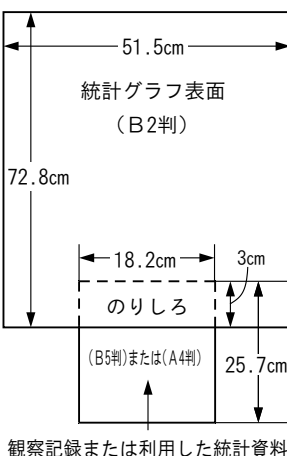
「統計グラフ」応募のお知らせ

●小学生以上の方、優秀作は全国出品へ

県統計協会では、統計思想の普及および向上を目的に、統計グラフコンクールを実施します。優秀な作品は、統計グラフ全国コンクールへ出品しますので、奮って応募ください。

▽応募資格 市内在住または在学・在勤の小学生以上の方 ▽課題 自由 ▽グラフの大きさ 72.8センチ×51.5センチ(B2判) 縦横どちらでも可 ▽応募先 〒243-0492 情報システム課へ郵送または直接持参 ▽締め切り 9月6日(月) 必着 ▽応募上の注意 ①

(例)用紙を縦に用いた場合



観察記録または利用した統計資料 入選作品の著作権は県統計協会に帰属。 図 情報システム課 統計担当。